

令和元年8月2日  
行政改革等特別委員会  
資料 3

## 「見直し検討対象事業」個別票

「見直し検討対象事業」個別票

No.	事務事業名	担当部課名	ページ	審査区分
1	No. 2 交通安全団体等活動推進費	防災安全部 防犯交通安全課	1	2
2	No. 5 学校体育施設開放事業費	生涯学習部 スポーツ推進課	2	
3	No. 8 心身障がい者介護手当	福祉健康部 障がい福祉課	3	3
4	No. 9 障がい者福祉手当	福祉健康部 障がい福祉課	4	
5	No. 10 障がい者等医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	5	
6	No. 11 障がい者等福祉タクシー助成 事業費	福祉健康部 障がい福祉課	6	
7	No. 12 要援護高齢者福祉タクシー助 成事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	7	
8	No. 13 敬老会事業費	福祉健康部 地域包括ケアシ ステム推進室	8	
9	No. 14 在宅福祉サービス関連事業 ※3事業を集約	福祉健康部 地域包括ケアシ ステム推進室	9	
10	No. 15 介護保険利用者負担軽減対策 事業費	福祉健康部 介護保険課	10	
11	No. 18 敬老祝金事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	11	
12	No. 19 高齢者いきいき交流事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	12	
13	No. 20 ふれあい入浴事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	13	

No.	事務事業名	担当部課名	ページ	審査区分
14	No. 21 地域子育て支援センター事業費	子ども青少年部 子育て企画課	14	3
15	No. 22 幼児教育振興助成費	子ども青少年部 保育課	15	
16	No. 23 法人立保育所運営費等助成事業費	子ども青少年部 保育課	16	
17	No. 24 青少年指導員活動費	子ども青少年部 青少年課	17	
18	No. 26 特別支援保育等関係費	子ども青少年部 子ども家庭課	18	
19	No. 28 自転車駐車場整備費	道路河川部 道路河川総務課	19	4
20	No. 29 狭あい道路整備事業費	道路河川部 道路管理課	20	
21	No. 30 道路改修舗装費	道路河川部 道路維持課	21	
22	No. 32 特別支援学級関係費	教育部 学務保健課	22	5
23	No. 33 就学援助事業 ※2事業を集約	教育部 学務保健課	23	

(参考)

1 令和元年度までに見直しを完了した見直し検討対象事業

No.	事務事業名	担当部課名	ページ
1	No. 1 表彰関係費	企画政策部 秘書課	24
2	No. 3 防災設備等整備事業費	防災安全部 防災政策課	
3	No. 4 地区社会体育振興協議会活動事業 ※2事業を集約	生涯学習部 スポーツ推進課	
4	No. 6 老人福祉施設建設助成費	福祉健康部 介護保険課	
5	No. 7 老人福祉施設返済金助成費	福祉健康部 介護保険課	25
6	No. 16 給食サービス事業費	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	
7	No. 17 福寿医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	
8	No. 25 青少年施策推進費	子ども青少年部 青少年課	26
9	No. 27 幼児二人同乗用自転車購入費助成事業費	子ども青少年部 子育て給付課	
10	No. 31 浄化槽設置助成事業費	下水道部 下水道総務課	

2 令和元年度までの一部見直しを完了した見直し検討対象事業

No.	事務事業名	担当部課名	ページ
1	No. 20 ふれあい入浴事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	26
2	No. 28 自転車駐車場整備費	道路河川部 道路河川総務課	

事務事業名	交通安全団体等活動推進費	事業開始年度	昭和30年度
担当部課名	防災安全部 防犯交通安全課	見直しの方向性	事業縮小
実施予定時期	令和2年度	財政効果(見込)額	1,550千円

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>交通事故の発生を抑制するため、街頭指導事業や各交通安全推進団体を支援するとともに、<u>各交通安全推進団体と連携して交通事故防止運動事業を行う。</u>  事業費の主な内訳については、各交通安全推進団体への活動支援、交通指導員の報酬及び学童等交通誘導員の委託事業。</p>			
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p><u>学童等交通誘導員事業</u>  学童等交通誘導員 2人  長後小学校の児童数 956人(令和元年5月1日現在)  当該横断歩道を通学する児童数 118人(令和元年6月12日調査時点)</p>			
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>学童等交通誘導員事業については、当初県の事業として始まり、信号機の設置や通学路変更などの代替措置が達成されたとの見解から平成21年度をもって終了した。これに伴い、本市においても各地区の事業を終了した。  <u>本事業は「信号機の設置等がなされるまでの代替え手段として誘導員を配置する」としていたが、長後小学校の通学路上の特定箇所においては、学校やPTA等の強い要望により、児童だけで横断することが危険であることから市単独事業として継続している。</u>  当該箇所は誘導員が配置されているにも関わらず、過去に事故が発生している危険な箇所であり、<u>市としては根本的な課題の解消はされていないと認識していることから、児童等の安全を最優先とした通学路の見直し</u>が課題となっている。</p>			
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>当該箇所は見通しが悪く、特に下校時にはスピードを出す車が多いため危険な箇所であると市として認識している。信号機が設置されるまでの間の代替として誘導員を配置してきたが、藤沢北警察署から現状のままでは信号機が設置されない箇所との説明があり、誘導員の配置を続けても、その危険性は解消されていないことについて、学校やPTAに説明を行い、これまで継続的に検討を行ってきた。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>昨今、高齢者によるブレーキ・アクセルの踏み間違い事故や、保育園児と保育士を巻き込んだ事故など、車による交通事故が大きく報道され、国を始め地方自治体においても様々な対策が検討されるなど、今まで以上に安全性の確保が求められている。こうした中で、当該箇所はガードレールなど物理的障壁が無く、設置も難しいことから、誘導員が配置されている現状においても、人を巻き込む事故が発生する危険性の高い箇所であることについて、市教育委員会と連携して学校やPTAにさらに説明し、理解を求めていく。  その後、警察や藤沢北交通安全協会の協力を得ながら、学校、PTA及びその箇所を利用する児童の保護者に対し、当該箇所の危険性を説明し、児童等の安全を最優先に、通学路の見直し及び環境の整備を検討していく。</p> </div>			

事務事業名	学校体育施設開放事業費	事業開始年度	昭和49年度
担当部課名	生涯学習部 スポーツ推進課	見直しの方向性	事業縮小
実施(予定)時期	令和3年度	財政効果(見込)額	—

**1 事業概要**

子どもたちの夏休み期間中、5日間以内で市内小学校35校のプールを開放し、子どもたちのレクリエーションや泳力向上、また、親子のふれあいの場として、学校プール開放事業を行っている。

- ・開放区分:午前10時～12時 午後1時30分～3時30分
- ・主な経費:プール管理指導員謝礼 4,324,250円(1日5,100円 半日2,550円)

**2 対象及び人数**

対象:各小学校に通う子どもたち・未就学児を連れた親子 など  
人数:平成30年度  
利用人数→6,424人(大人:2,075人 子ども:4,349人)  
1日の平均利用人数→51人  
1日の最大利用人数→160人(7/22大道小)  
1日の最小利用人数→5人(7/21大越小)

**3 事業継続の必要性及び課題**

事業開始当初は、プール開放の際に職員が子どもたちの泳力向上を目的として水泳教室を行ってきたが、現在は公共のスポーツ施設において同様の事業が行われている。  
市民が水泳に親しむ機会については、プールが併設されている公共のスポーツ施設の充実に加え、民間のスイミングスクールなどのプール施設が市内で多数運営されるなど、拡充されている。  
プール管理指導員については、酷暑の中での従事に対する負担感が重く、また高齢化による担い手不足も深刻化している。  
教職員の働き方改革による学校業務停止期間の新設により、今後、開放日程の調整が困難となる。  
公共のスポーツ施設に近接する小学校(秋葉台と鶴南)は、特に利用人数が少ない状況となっており、また近接している小学校(御所見と中里、善行と大越)では、一方に片寄った利用状況となっている。

**4 見直しに向けた検討内容**

**これまでの検討内容**

平成30年12月に開催された藤沢市地区社会体育振興協議会連合会理事会において、学校プール開放事業について利用人数の少ない学校のうち、公共のスポーツ施設に近い秋葉台小と鶴南小、及び他の小学校と近接している御所見小と大越小の4校の開放日を、5日間から3日間に試験的に縮減し、その効果について検証したい旨を説明し理解を得た。

**今後の取組と方向性**

令和元年度学校プール開放事業終了後、各地区社会体育振興協議会へアンケート調査を行い、当該事業の課題を確認するとともに、縮減した4校について効果を検証する。  
検証結果を基に、開放日数の縮減・学校プール開放の統合による実施校の縮減、事業の転換等について各地区社会体育振興協議会と協議・検討する。

事務事業名	心身障がい者介護手当	事業開始年度	昭和50年度
担当部課名	福祉健康部 障がい福祉課	見直しの方向性	事業の再構築
実施予定時期	令和3年度	財政効果(見込)額	—

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい者(4歳以上65歳未満の1・2級の肢体不自由, 内部障がい及び視覚障がい(未就学に限る)の身体障がい者手帳の人又は療育手帳A1・A2の人)を介護している介護者に対して月額7,000円の手当を支給する。</p> <p>※介護保険法の規定による保険給付の対象となるサービスの提供を受けている人を除く。</p>														
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ支給対象者</td> <td>2,985人</td> <td>3,016人</td> <td>2,954人</td> <td>3,056人(見込み)</td> </tr> </tbody> </table>						平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	延べ支給対象者	2,985人	3,016人	2,954人	3,056人(見込み)
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度										
延べ支給対象者	2,985人	3,016人	2,954人	3,056人(見込み)										
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>平成21年度に行われた事業仕分けにおいて, 在宅で重度心身障がい児者を介護する人の負担を軽減するために, 市としては, 福祉サービス提供基盤の整備を優先すべきであり, 障がい特性に即した福祉サービスの充実が図られた後に当該手当を廃止すべきとされた。</p> <p>平成22年度には, 放課後等児童デイサービスについて, 施設整備費及び支援員配置加算の助成, 並びに, ショートステイについても支援員配置加算の助成を開始した。また, 平成24年度には, 24時間365日対応できるように3市1町による広域連携事業として, 障がい福祉サービス等地域拠点事業を開始し, 重度障がい者の受け入れにおいて一定の実績を残した。</p> <p>しかしながら, 湘南東部障がい保健福祉圏域に重症心身障がい児者のための入所施設がなく, 介護者の大幅な負担軽減が図られていないことから, 当該手当の支給を継続している。</p> <p>入所施設については, 「ふじさわ障がい者プラン2020『きらりふじさわ』中間見直し」の中で誘致に努めることとしており, 引き続き施設整備に取り組むことや, <u>重度障がい者を対象とした福祉サービスの充実が図られてきていることを踏まえ, 事業内容の見直しを行う必要がある。</u></p>														
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>各自治体が地域の特性や利用者の状況に応じ, 柔軟に実施することのできる「地域生活支援事業」について, これまでもサービスの向上・拡充に努めてきた。</p> <p>平成30年度は, 介護者の負担軽減を図るため, 「日中一時支援事業」における夕方支援について検討し, 令和元年度から拡充を図っている。</p> <p>このように, 福祉サービスの充実が図られていることを踏まえ, 現手当の支給対象者の要件や支給額について検証を行うとともに, 本事業の今後のあり方を検討した。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>支給対象者の見直しについては, 障がい者の生活に影響が及ぶものであるため, 障がい者福祉に係る現行計画(計画期間は令和2年度まで)の改定作業に合わせて, 今後, 障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会において各委員からの意見聴取等を実施するなど, 令和3年度の実施に向けて検討を進める。</p> </div>														

事務事業名	障がい者福祉手当	事業開始年度	昭和43年度
担当部課名	福祉健康部 障がい福祉課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和3年度	財政効果(見込)額	—

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>【藤沢市障がい者福祉手当(市単独手当分)】  市内に居住する20歳未満の人、又は個人市町村民税が課税されていない20歳以上65歳未満の人で次のいずれかに該当する人に対して、月額4,000円の手当を支給する。  ①身体障がい者手帳1～3級の人  ②療育手帳A1・A2・B1(知能指数50以下)の人  ③精神障がい者保健福祉手帳1・2級の人  ※障がい児福祉手当、特別障がい者手当又は経過福祉手当を受給している人、施設等(老人ホームを除く)に入所している人を除く。</p>														
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ支給対象者数</td> <td>66,672人</td> <td>67,307人</td> <td>68,246人</td> <td>69,281人(見込み)</td> </tr> </tbody> </table>						平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	延べ支給対象者数	66,672人	67,307人	68,246人	69,281人(見込み)
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度										
延べ支給対象者数	66,672人	67,307人	68,246人	69,281人(見込み)										
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>「藤沢市障がい者福祉手当」は、重度又は中度の障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とした事業であるが、対象者の増加に伴い、市単独手当分が約2.7億円と高額となっている。  <u>事業開始当時(昭和43年)と比較し、「障がい者総合支援法」の施行により、福祉サービスを提供する体制が制度化され、今日に至るまでの法改正の結果、福祉サービスは充実し、利用実績も年々増加傾向にある。更なるサービスの向上を図るため、市単独事業である「個別給付事業」を見直し、サービス提供事業への移行を段階的に行う必要がある。</u></p>														
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>平成30年度は、県内他市町村における独自の障がい者手当制度の実施状況の調査及び分析を行った。それらを踏まえて、支給対象者の要件や支給額のあり方についての検討を行った。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>支給額の見直しについては、障がい者の生活に影響が及ぶものであるため、障がい者福祉に係る現行計画(計画期間は令和2年度まで)の改定作業に合わせて、今後、障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会において各委員からの意見聴取等を実施するなど、令和3年度の実施に向けて検討を進める。</p> </div>														



事務事業名	障がい者等医療助成費	事業開始年度	昭和47年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和3年度	財政効果(見込)額	—

**1 事業概要**  
 身体障がい者手帳1から3級の人, 精神障がい者保健福祉手帳1, 2級の人, 知能指数50以下の人, 65歳以上で身体障がい者手帳の4級の一部及び65歳以上で3か月以上ねたきりの人に対して, 入院・通院に係る医療費の自己負担分(入院時標準負担額を除く)を助成する。

**2 対象及び人数**

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ受給者数	133,516人	135,741人	138,744人

**3 事業継続の必要性及び課題**  
 障がい者等の医療に係る経済的負担を軽減し, 保健の向上及び福祉の増進を図ることは重要であるが, 対象者も年々増加傾向にあり, また, 県補助要綱の見直し(年齢制限, 所得制限, 一部負担金の導入)に伴い, 県の補助金額も減少し, 財政的負担が増大している。  
 県補助要綱 年齢制限 :65歳以上対象外  
 所得制限 :特別障害者手当における所得限度額を超える人対象外  
 一部負担金:通院1回200円, 入院1日100円

**4 見直しに向けた検討内容**

**これまでの検討内容**  
 本事業を持続可能な制度とするために, 県が補助要綱で年齢制限などを設けたことについて, 本市も適用することの可否, さらに, 対象範囲の適正化についても検討を行った。

**今後の取組と方向性**  
 事業内容の見直しについては, 障がい者の生活に影響が及ぶものであるため, 障がい者福祉に係る現行計画(計画期間は令和2年度まで)の改定作業に合わせて, 今後, 障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会での各委員からの意見聴取等を行いながら, 年齢制限・所得制限の導入及びねたきり要件の厳格化などを軸に令和3年度の実施に向けて引き続き検討を行う。

事務事業名	障がい者等福祉タクシー助成事業費	事業開始年度	昭和61年度
担当部課名	福祉健康部 障がい福祉課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和3年度	財政効果(見込)額	—

**1 事業概要**

重度の障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加の促進を図るため、福祉タクシー利用券の助成を行う。

①利用券(距離制運賃用):一人当たり月額2,400円分(600円券×3枚+300円券×2枚)  
 ②利用券(時間制運賃用):一人当たり月2枚(初乗り運賃30分利用相当額)  
 ※①又は②を対象者に交付する。ただし、じん臓機能障がい1級で人工透析を受けている人には一般の1.5倍の割増交付を行う。

**2 対象及び人数**

身体障がい者手帳(上肢・内部1級, 体幹・下肢3級以上, 視覚2級以上)の人, 療育手帳A1・A2の人, 身体障がい者手帳3級かつ知能指数50以下の人, 精神障がい者保健福祉手帳1級の人, 特定医療費(指定難病)医療受給者証又は特定疾患医療受給者証所持者。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用券交付者数	7,749人	7,849人	7,741人	7,829人(見込み)

**3 事業継続の必要性及び課題**

福祉タクシー利用券の助成事業は、重度の障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加の促進を図ることを目的とした事業であるが、障がい福祉費全体の扶助費が増大していることから、持続可能な事業とするための見直しが必要である。

**4 見直しに向けた検討内容**

**これまでの検討内容**

平成30年度は、利用実態を把握するため、福祉タクシー利用券の利用状況の調査を行い、その結果の分析・検討を行った。  
 また、タクシー利用券助成に代わる制度として、「ガソリン券の導入」の検討も行ったが、使用者の特定が困難等の問題があり、導入が難しいと考えられる。

**今後の取組と方向性**

利用状況の調査結果から、障がい種別による利用状況に大幅な差異はなく、全ての障がい種別の対象者が福祉タクシー利用券を利用していた。  
 このことから、本事業は障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加を促進するうえで重要な役割を果たしていると考えられる。  
 本事業については、運用ルールの検証を行い、より活用しやすい制度とするための検討を進める。

事務事業名	要援護高齢者福祉タクシー助成事業費	事業開始年度	平成元年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和2年度	財政効果(見込)額	311千円

**1 事業概要**  
 65歳以上の在宅ねたき高齢者台帳登録者(在宅において、ねたきの状態が6か月経過し、登録した人)が通院等で福祉タクシー(リフト付キャブ)を利用する際にかかる費用に対し、助成券を交付し、経済的援助を行う。  
 利用券(時間制運賃):一人当たり月2枚(初乗り運賃30分利用相当額)

**2 対象及び人数**  
 65歳以上の在宅ねたき高齢者台帳登録者  
 対象者 平成29年4月 133人  
           平成30年4月 139人  
           平成31年4月 134人  
平成30年度実績  
 ・交付者数:42人 ・交付率:30.2% ・交付枚数:848枚 ・利用枚数:412枚 ・利用率:48.6%

**3 事業継続の必要性及び課題**  
 在宅でねたき状態の高齢者が通院などで外出する際には、リフト付きなどの福祉タクシーの需要があり、本事業の利用により経済的負担の軽減を図ることができる。しかしながら、利用数が増加傾向にあることや、一律30分単位での時間制運賃による補助を行っていることから、財政的な負担が増大しており、持続可能な事業とするための見直しが必要である。

**4 見直しに向けた検討内容**

**これまでの検討内容**  
 要援護高齢者タクシー助成事業は、「藤沢市在宅福祉タクシー利用助成要綱」に基づき実施している。平成30年度から実施している利用状況調査の結果、平均利用時間は約15分程度であったことを踏まえ、助成方法の見直しについて検討を行った。

実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付枚数	810枚	938枚	848枚
利用枚数	305枚	454枚	412枚
扶助費決算額	923,990円	1,385,380円	1,251,270円

**今後の取組と方向性**  
 現行の時間制運賃から距離制運賃へ助成方法を変更する。  
 現行(時間制) 一人当たり月2枚(初乗り30分:金額は事業者によって異なる(1回:2,630円~3,160円))  
 変更後(距離制)一人当たり月額3,600円

事務事業名	敬老会事業費	事業開始年度	昭和49年度
担当部課名	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	見直しの方向性	事業の再構築
実施予定時期	令和2年度	財政効果(見込)額	—

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>市内13地区において、高齢者の長寿を祝うため、各地区社会福祉協議会との共催により敬老会を開催し、高齢者福祉の増進及び敬愛思想の高揚を図る。</p>
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p>83歳以上の市民(平成30年度対象者:20,621人,平成29年度対象者:19,291人)</p>
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>本事業は、地域に浸透し、開催を心待ちにする高齢者が多くいることから、継続実施が望まれている。</p> <p>一方で、開催場所の確保や移動の支援など、対象者の増加に伴い従事する地区社会福祉協議会役員や民生委員の負担が増加している。さらに財政面では敬老会経費の約6割を占める送迎バスの費用などに課題がある。</p>
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>平成30年度は、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、市民センター・公民館事務局へのアンケートを実施し、見直しに当たって様々なご意見をいただいた。これらを踏まえ、各地区で主体的に事業が実施できるよう、各地区社会福祉協議会に対し補助事業への転換の案を示した。</p> <p>令和元年度は、継続して各地区の社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、市民センター・公民館担当者と補助事業に転換した場合の実施手法について協議を重ね、令和2年度から、各地区の実情に応じた敬老事業を実施できるよう検討を進めている。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度から、本庁一括によるバス配車業務委託と弁当代支払いから、各地区社会福祉協議会への補助事業へと転換する。</li> <li>・各地区社会福祉協議会への補助事業移行にあたり、地域の実情に応じた具体的な敬老事業の実施に向け、各地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、市民センター・公民館事務局と協議を重ねていく。</li> <li>・湘南台地区においては、令和元年度から先行して新たな方法で敬老事業を実施する。</li> </ul> </div>

事務事業名	在宅福祉サービス関連事業	事業開始年度	昭和49年以降ほか
担当部課名	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	①②令和2年度 ③令和3年度	財政効果(見込)額	①903千円 ②③ -

### 1 事業概要

①寝具乾燥消毒事業・・・布団干しが困難な在宅高齢者の使用する寝具の丸洗い消毒乾燥を、市民税非課税者に対しては毎月、市民税課税者に対しては偶数月に実施する。

②緊急通報システム事業・・・慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある高齢者を対象に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の対策及び日常の相談を受け、不安を解消するとともに定期的な安否確認を行う。

③紙おむつ支給事業・・・ねたきりや認知症等により常時紙おむつを必要とする在宅高齢者等に毎月紙おむつを支給し、本人及び介護者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。

### 2 対象及び人数

①寝具乾燥消毒事業・・・65歳以上のねたきり在宅高齢者など(平成30年度延べ実施回数:595回)

②緊急通報システム事業・・・65歳以上の在宅高齢者で、慢性疾患等により日常生活上注意を要する、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯。または、同居者の就労等によりこれに準ずるものと認められる人。(平成30年度末利用者数:734人)

③紙おむつ支給事業・・・要介護4又は要介護5に認定されている40歳以上の在宅高齢者等で、本人の年間所得が40万円未満の人。または、要支援1から要介護3に認定されている65歳以上の在宅高齢者等で、市民税非課税世帯に属する人。(平成30年度延べ支給回数:9,213回)

### 3 事業継続の必要性及び課題

①寝具乾燥消毒事業

寝具類の清潔保持は、ねたきり高齢者等が健康で衛生的な生活を送る上で重要なため、本事業の継続が必要である。一方で、年間の延べ実施回数がここ数年大幅に伸びており、財政的な負担が課題となっている。

②緊急通報システム事業

緊急通報システムは、高齢化社会で在宅高齢者の安心・安全のために重要な事業である。必要としている人にサービスを行き渡らせるため、本事業を継続していくには民間事業者への委託、及び利用者の費用負担を検討していく必要がある。

③紙おむつ支給事業

本事業の実施により、利用者やその介護者等の経済的負担や、購入にかかる労力の軽減に繋がっており、事業継続の必要性は高いと考えている。限られた財源の中でより効果的な事業となるよう、実施内容を見直す。

### 4 見直しに向けた検討内容

#### これまでの検討内容

①寝具乾燥消毒事業

持続可能な制度とするため、乾燥消毒のみで実施する回を設けて、丸洗いの実施回数を抑制できないか検討した。しかしながら、衛生面から丸洗いを毎回実施するべきであると判断し、実施回数を見直しを検討した。

②緊急通報システム事業

現在9社会福祉法人を受信センターとして、法人ごとにNTTのリース機器を設置しているが、新たな緊急通報システムの導入に向けて、9法人と協議を行い、現行の受信センターの役割を民間事業者に移行することとした。令和2年度中の民間事業者への移行を目的に、検討・調整を進めている。併せて、利用者の一部負担金の導入についても検討している。

③紙おむつ支給事業

一部負担金の導入や上限額設定をするなど、持続可能な制度設計となるように検討を進めている。

#### 今後の取組と方向性

①寝具乾燥消毒事業

現在、非課税世帯は毎月、課税世帯は隔月で実施しているが、非課税世帯は年8回、課税世帯は年4回とする実施回数を見直しを行う。ただし、次年度は種類により単価が上がる見込みである。

現制度を継続した場合の見込額:2,713千円 見直した場合の見込額:1,810千円

②緊急通報システム事業

各民間事業者へ実施したアンケート結果等を基に、引き続き事業内容を検討する。一部負担金の導入についても、併せて検討する。

③紙おむつ支給事業

利用限度額を4,000円と設定した上で、限度額までの一部負担とし、また、限度額を超えた部分は全額自己負担とする。令和3年4月の実施を目標とする。引き続き業者等と交渉・調整し、併せて他市の実施状況等を確認する。

<b>事務事業名</b>	介護保険利用者負担軽減対策事業費 (社会福祉法人等による利用者負担額軽減)	<b>事業開始年度</b>	平成12年度
<b>担当部課名</b>	福祉健康部 介護保険課	<b>見直しの方向性</b>	事業縮小
<b>実施予定時期</b>	令和3年度	<b>財政効果(見込)額</b>	1,668千円

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>本市に申し出を行った社会福祉法人が生活困窮者の利用者負担(1割負担, 食費及び居住費)の軽減を行った場合に, 当該法人の軽減額に応じて補助金を交付している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">社会福祉法人の 利用者軽減額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者負担の  1/4</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">補助額 ※市基準 (市 → 社会福祉法人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽減額(利用者負担の1/4) - (軽減額×1%)の  1/2</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">※参考 補助額 ※国基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽減額 - (利用者全員の負担額×1%)の  1/2</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">社会福祉法人の 利用者軽減額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者負担の  1/4</td> </tr> </table>	社会福祉法人の 利用者軽減額	利用者負担の  1/4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">補助額 ※市基準 (市 → 社会福祉法人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽減額(利用者負担の1/4) - (軽減額×1%)の  1/2</td> </tr> </table>	補助額 ※市基準 (市 → 社会福祉法人)	軽減額(利用者負担の1/4) - (軽減額×1%)の  1/2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">※参考 補助額 ※国基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽減額 - (利用者全員の負担額×1%)の  1/2</td> </tr> </table>	※参考 補助額 ※国基準	軽減額 - (利用者全員の負担額×1%)の  1/2
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">社会福祉法人の 利用者軽減額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者負担の  1/4</td> </tr> </table>	社会福祉法人の 利用者軽減額	利用者負担の  1/4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">補助額 ※市基準 (市 → 社会福祉法人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽減額(利用者負担の1/4) - (軽減額×1%)の  1/2</td> </tr> </table>	補助額 ※市基準 (市 → 社会福祉法人)	軽減額(利用者負担の1/4) - (軽減額×1%)の  1/2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">※参考 補助額 ※国基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽減額 - (利用者全員の負担額×1%)の  1/2</td> </tr> </table>	※参考 補助額 ※国基準	軽減額 - (利用者全員の負担額×1%)の  1/2				
社会福祉法人の 利用者軽減額												
利用者負担の  1/4												
補助額 ※市基準 (市 → 社会福祉法人)												
軽減額(利用者負担の1/4) - (軽減額×1%)の  1/2												
※参考 補助額 ※国基準												
軽減額 - (利用者全員の負担額×1%)の  1/2												
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p>生活困窮者に対して軽減を行った社会福祉法人  平成28年度 10法人(補助対象者数24人)  平成29年度 11法人(補助対象者数30人)  平成30年度 13法人(補助対象者数34人)</p>												
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>生活困窮者への利用者負担の軽減は必要ではあるが, 中でも, 社会福祉法人に対する補助については, これまで, 法人によるこの制度の実施を促進するため, 国の基準を上回る市独自の基準による補助額を交付しているが, 県内で独自の補助を設けている自治体は, 本市のみであり, 補助継続について検討する必要がある。</p>												
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画に本事業を位置づけていることから, 計画期間中については, 市独自の基準による補助を継続するが, 他市の状況等を踏まえ, 令和3年度からの第8期介護保険事業計画以降は, 国基準に改正することについての検討を行った。  特別養護老人ホーム等の施設長会において, 社会福祉法人を代表する方々との意見交換を行うとともに, 順次施設を回りながら個々にも説明を行っている。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>今後も, 施設長会等において社会福祉法人を代表する方々への説明を丁寧に行い, 第8期介護保険事業計画からの基準の見直しに向けた検討を進める。</p> </div>												

事務事業名	敬老祝金事業費	事業開始年度	昭和49年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	現状維持
実施予定時期	令和2年度	財政効果(見込)額	—

**1 事業概要**  
 長年にわたり社会の進展に尽くしてきた高齢者に敬愛の意を表し長寿を祝うことを目的とし、90歳になる方に祝金5,000円を贈呈する。また、100歳になる方へは誕生月に市長が訪問し、祝金20,000円と色紙・記念写真・花束を贈呈する。

**2 対象及び人数**  
 90歳:1,515人 100歳:155人 令和2年度見込み

交付実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度
90歳	1,061人	1,120人	1,239人
100歳	86人	99人	76人

**3 事業継続の必要性及び課題**  
 長年、社会に貢献された高齢者に対し敬愛の意を表し、対象年齢や給付額の見直しを行いながら継続してきた事業であるが、対象者の増加に伴う財政負担が増大している。

**4 見直しに向けた検討内容**

**これまでの検討内容**  
 平成30年度に実施した藤沢市外部評価において評価者から出された意見や過去の経緯、さらに他市町村の状況も参考にしながら、事業内容の見直しについて検討を行った。  
 なお、過去に祝金制度の変更をしている。  
 平成22年度:金額変更 90歳 10,000円→5,000円, 100歳 30,000円→20,000円  
 平成29年度:80歳祝金の廃止

**今後の取組と方向性**  
 事業の趣旨やこれまでの祝金制度変更の経緯、他市町村の実施状況等を踏まえ、現状維持としたい。

事務事業名	高齢者いきいき交流事業費	事業開始年度	平成22年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和3年度	財政効果(見込)額	—

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>健康増進や介護予防を目的として、本市在住の70歳以上の高齢者を対象に、本市指定のほり・きゅう・マッサージ治療院で施術(治療)を受けたときに要する費用、市内公衆浴場・いきいきシニアセンター(老人福祉センター)での入浴に要する費用、鶴沼(八部)運動施設等の公設スポーツ施設及び保健医療センタートレーニング室の利用に要する費用の一部を助成する。 助成券は1枚100円で、1か月あたり10枚、年間120枚を上限として、申請のあった月から交付する。</p>																																						
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p>市内在住の70歳以上の希望者</p> <table border="1"> <tr> <td>平成30年度実績</td> <td>対象者</td> <td>79,989人</td> <td>交付者数</td> <td>46,737人</td> <td>交付率</td> <td>58.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>交付枚数</td> <td>5,361,110枚</td> <td>利用枚数</td> <td>1,792,245枚</td> <td>利用率</td> <td>33.4%</td> </tr> <tr> <td>利用内訳</td> <td>ほり・きゅう・マッサージ</td> <td>70.37%</td> <td>スポーツ施設</td> <td>12.17%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公衆浴場</td> <td>8.07%</td> <td>老人福祉センター</td> <td>5.67%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健医療センター</td> <td>3.72%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				平成30年度実績	対象者	79,989人	交付者数	46,737人	交付率	58.4%		交付枚数	5,361,110枚	利用枚数	1,792,245枚	利用率	33.4%	利用内訳	ほり・きゅう・マッサージ	70.37%	スポーツ施設	12.17%				公衆浴場	8.07%	老人福祉センター	5.67%				保健医療センター	3.72%				
平成30年度実績	対象者	79,989人	交付者数	46,737人	交付率	58.4%																																
	交付枚数	5,361,110枚	利用枚数	1,792,245枚	利用率	33.4%																																
利用内訳	ほり・きゅう・マッサージ	70.37%	スポーツ施設	12.17%																																		
	公衆浴場	8.07%	老人福祉センター	5.67%																																		
	保健医療センター	3.72%																																				
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>本事業は高齢者の健康増進及び介護予防、外出機会の創出を目的としている。70歳以上であれば誰でも利用できるものであり、現在利用者は4万人以上となっている。平成28年度に行った「高齢者の保健・福祉に関する調査」では、「現在利用しており、今後も利用したい」や「現在は利用していないが、今後利用したい」と答えた割合が全体の76.2%を占めており、一定の事業効果が認められる。 しかしながら、交付枚数に対する利用率が低く留まる一方で、対象者の増加による財政的負担が増大していること、また、利用できる施設が特定の地域に偏っていることが課題となっている。</p>																																						
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>平成30年度に行った利用者アンケートの結果や、他市町村における取組事例の調査等を踏まえ、抜本的な見直し案の検討を行った。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>現行制度については、関係事業者との調整ののち事業の見直しを行う。 現在、茅ヶ崎市で行っている「高齢者のための優待サービス事業(※)」を参考とした、民間事業者の活力を利用した幅広いサービスの提供が見込まれる新規事業を立ち上げる。 なお、事業見直しにより影響を受ける関係団体とは引き続き丁寧に調整し、今後の事業のあり方、実施方法、治療効果や受益の公平性などについて、令和3年度の事業実施に向けた総合的な検討を継続する。</p> <p>(※)市は65歳以上の高齢者を対象とした「優待カード」を配付し、割引などサービスを提供できる民間事業者(店舗)や市の施設を募る。利用者は、「優待カード」を店舗等に提示することで様々なサービスを受けられる。</p> </div>																																						



事務事業名	ふれあい入浴事業費	事業開始年度	平成22年度
担当部課名	福祉健康部 福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	①令和元年度 ②令和2年度	財政効果(見込)額	①4,712千円 ② — 〇

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>公衆衛生の確保及び地域交流の活性化を促すため、市内の公衆浴場において、高齢者や親子向けのふれあい入浴事業等を藤沢市浴場組合への業務委託により実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者サービスデー(毎週水曜日 65歳以上の市民:200円負担)</li> <li>・親子ふれあい入浴デー(毎週金曜日 小学生以下の子(無料)とその保護者:200円負担)</li> <li>・イベントデー(月1回 中学生以上:200円負担 小学生以下:無料)</li> </ul>			
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p>対象は市民で ①65歳以上 ②小学生以下の子とその保護者 ③全市民 約43万人</p>			
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>本事業は、地域住民の世代を超えた交流や公衆衛生の確保に一定の役割を果たしている。また、<u>「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、公衆浴場の利用機会の確保に対する地方公共団体の努力義務規定があることから、今後も事業の継続は必要である。一方で、公衆浴場への運営費補助的な側面が強い事業を業務委託により実施することの是非や、浴場が限られた地域にしかないため、地域外の方の利用頻度が少なく、受益の公平性の観点で課題がある。</u></p>			
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>①事業見直しの一環として、平成31年4月から高齢者サービスデーなど各イベントデーの中学生以上の利用者負担を100円から200円に増額した。</p> <p>②運営費補助的側面が強いこと、事業の実施場所が3箇所と少ないことなどから、現在行っている事業の実施手法の見直しについて継続して検討を行った。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>②業務委託による実施手法の是非について市議会等での指摘も踏まえ、現行の施設整備補助の充実とあわせ、運営費補助の手法について検討する。他市町村の状況や高齢者いきいき交流事業の見直しの方向性も踏まえ、藤沢市浴場組合と十分に協議を重ねていく。</p> </div>			

事務事業名	地域子育て支援センター事業費	事業開始年度	平成13年度
担当部課名	子ども青少年部 子育て企画課	見直しの方向性	実施手法の見直し
実施予定時期	令和2年度	財政効果(見込)額	—

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>地域の中で安心して出産・子育てができる支援体制の充実を図るため、子育てアドバイザーを配置し、子育てひろばや子育て支援に関する講習の開催など、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点である子育て支援センターの運営を行う。本市の運営内容としては3箇所を直営、1箇所を社会福祉法人に委託しており、直営の子育て支援センターには6人の子育てアドバイザーと、辻堂・六会子育て支援センターには助産師(平成29年度までは保健師)・栄養士を配置している。</p>			
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p>個人(未就学の子と親)及び妊婦</p>			
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>少子化、核家族化等が進んでいる現代社会において、子どもとふれあう経験が少ないまま初めて子育てしている人や、近くに頼れる人がいない中で子育てをしている人がいる。不安感や孤立感を軽減し、安心して出産・子育てができるような支援体制の強化を図るためには、いつでも、だれでも利用でき、子育てに関する相談や情報提供が受けられる子育て支援センターの設置は必要不可欠である。子育て世代が抱える問題が多様化・複合化しており、それらの問題に一元的に対応することや、アウトリーチ型の支援が子育て支援センターに求められている。</p> <p>本市では、藤沢型地域包括ケアシステムの深化により、包括的支援体制の構築を進めており、また、子どもの貧困対策については、本市の実態に即した取組をする必要があるなど、子育て支援センターが担う役割は非常に重要となっている。</p> <p>子育て支援センターが、すべての子育て家庭への支援を実現するためには、子育て相談体制の強化、支援が必要な家庭への対応、地域の子育て家庭の状況把握、親子が自由に遊び交流できる場の量的拡充としての子育てサークルや子育て支援団体の育成、地域人材の育成など、子育て支援センターの更なる機能強化が求められている。</p> <p>さらに、各地域の子育て支援ニーズに合わせて子育て家庭を地域で支える体制づくりが求められている。子育て世代が孤立化することを未然に防止するとともに、ニーズの多様化、また、抱える問題の複雑化に対し、市が主体となって地域で子育てを支える体制づくりを構築することが必要である。そのためにも、地域の子育て拠点である子育て支援センターの更なる充実について、検討すべき課題となっている。</p>			
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>子育て支援センターは、地域の子育て家庭への支援体制の充実に取り組む重要な拠点として展開していくことが必要であり、その観点から子育て支援センターに従事する職員の配置数や、専門職の配置について検討中である。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>地域の子育て家庭の支援体制、問題を抱える家庭の予防的な支援の充実を図ることは必須であることから、そのことを踏まえた上で、専門職など職員の配置を含めたあり方について、引き続き検討していく。</p> </div>			

事務事業名	幼児教育振興助成費	事業開始年度	平成3年度
担当部課名	子ども青少年部 保育課	見直しの方向性	制度の見直し
実施(予定)時期	令和3年度	財政効果(見込)額	—

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>幼児教育の振興充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、教材教具等の購入費、及び園児・教職員の健康管理事業費について、補助金を交付するもの。</p>			
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p>対象:市内私立幼稚園及び幼児教育施設の教材教具等の購入費、及び園児・教職員の健康管理事業に係る費用  対象園:市内私立幼稚園 32園, 市内幼児教育施設 13園</p>			
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>本市では、法人立保育所に対して公定価格の補完として様々な支援事業等を行う中で、幼稚園との著しい差異が生じないように、<u>幼稚園や幼児教育施設に対する支援事業の充実が求められており、幼稚園協会等からも要望がなされている。</u>  <u>また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施される中で、無償化の対象とならない児童が多く通う幼児教育施設については、本補助金が施設運営の重要な財源となっていることから、見直しの検討にあたっては、その影響を十分に考慮した対応が必要である。</u>  一方、同様の補助制度がある近隣他市と比較して補助単価が高いこと、また園割及び園児割単価の積算の明確化などが課題となっている。</p>			
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>補助金単価の見直し等について検討を進めるが、見直しに当たっては幼児教育・保育の無償化実施後の需要の変化や各施設の運営状況等を十分に見極める必要があり、一定の検証期間が必要である。特に、無償化の対象とならない児童が多く通う幼児教育施設については、その影響を大きく受ける可能性があり、慎重な検討が必要である。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>幼児教育・保育の無償化実施後の影響等を踏まえた上で、本事業のあり方を検証し、具体的な見直し手法について関係団体等との協議を行っていく。</p> </div>			

事務事業名	法人立保育所運営費等助成事業費	事業開始年度	平成2年度
担当部課名	子ども青少年部 保育課	見直しの方向性	制度の見直し
実施(予定)時期	令和3年度	財政効果(見込)額	—

**1 事業概要**  
 法人立認可保育所の保育内容の向上及び施設運営の安定を図るため、設置者の社会福祉法人等に対して保育所の運営費等を助成する。

**2 対象及び人数**  
 市内法人立認可保育所:60施設(令和元年度)  
 市外法人立認可保育所(法外扶助費のみ):約40施設

**3 事業継続の必要性及び課題**  
 児童が安心して安全な保育を受けるためには保育所の運営が継続的に安定したものである必要があり、また本市の喫緊の課題である待機児童を解消するため、保育士不足への対策は急務となっている。このため現在、法人立認可保育所への人件費助成等を柱とした運営費助成事業を実施しており、その充実は不可欠なものとなっている。  
 また、こうした保育士確保に向けた支援策については、その拡充について民間保育園設置法人代表者会や同園長会から市への要望が出されており、本市では「市政運営の総合指針2020」の重点事業に位置づける中で、本事業を含む保育士確保対策を推進している状況にある。  
 しかしながら、他市と比較して人件費助成に係る単価が高額であること、また補助メニューの大半が市単独事業であり、事業費に占める一般財源が年々右肩上がりに増加していることなど、財政負担の増大が課題となっている。

**4 見直しに向けた検討内容**

**これまでの検討内容**  
 認可保育所への人件費補助や運営費補助等、他市での実施状況について確認を行った。また、今後の見直しに当たっては、待機児童数の推移を見極めるとともに、他市での実施状況を参考にしながら、費用対効果の視点を踏まえた有効な事業となるよう検討を行った。

**今後の取組と方向性**  
 新たな保育士確保や離職防止を目的とした助成事業等について、事業の効果や有効性を再検証し、助成メニューのスクラップ・アンド・ビルドを検討していく。一方、待機児童の解消に向けた保育士確保策は喫緊の課題であり、人件費に対する助成は重要であることから、人件費部分については保育士不足が一定の解消がされた段階で単価等の見直しを検討する。  
 課題となっている事業費の増加については、当面は根本的な見直しは難しい状況にあるが、積算の精査等により、できる限り事業費を抑制していく。

事務事業名	青少年指導員活動費	事業開始年度	昭和44年度
担当部課名	子ども青少年部 青少年課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和2年度	財政効果(見込)額	807千円

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>各地区青少年育成協力会及びPTAからの推薦により県・市が委嘱した青少年指導員が、各地域や市全域において次の青少年の健全育成活動を行う。</p> <p>①青少年の体験活動 ②青少年団体の育成及び支援 ③青少年に望ましい地域づくりの推進 ④青少年に関する相談及び支援 ⑤青少年に関する調査及び情報提供 ⑥青少年の非行防止を図るための街頭指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額報酬 5,300円</li> <li>・任期 2年(平成30年4月1日～令和2年3月31日)</li> </ul>			
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p>青少年指導員224人(16人×14地区)</p>			
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>青少年の健全育成と非行防止を図るために、側面的に援助・指導する地域活動推進の担い手である青少年指導員の役割は重要であり、継続が必要である。</p> <p>しかしながら、他市に比べ報酬額が高い実情を踏まえ、支払金額について検討の必要がある。</p> <p>また、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年4月に施行されることに伴い、現在特別職非常勤職員として任用している青少年指導員について、任用形態の整理・検討が必要である。</p>			
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>平成30年度は、他市に比べ高い報酬額の引き下げについて、青少年指導員協議会との協議を行いながら検討を進めてきた。また任用形態については、特別職非常勤職員としての任用ができなくなることから、それに代わる任用形態、支払方法について検討を進めてきた。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>他市における青少年指導員の活動内容を考慮しつつ、支払金額について検討する。ただし、本市の青少年指導員は各地域において様々な活動や役割を担っており、青少年育成における重要な協力者であることから、その活動内容に鑑み、月額5,000円の支払いを基準としたい。</p> <p>地区青少年育成協力会及び青少年指導員協議会の意見を参考に、選出人数について検討する。</p> <p>新たな任用形態については、青少年指導員の名称は継続しつつ「事業の協力者」として整理する。</p> <p>支払方法については、青少年指導員の活動内容が各月一定ではないことから、月額報酬(謝礼)へ変更する。</p> <p>見直し時期は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が施行される令和2年4月とする。</p> </div>			

事務事業名	特別支援保育等関係費	事業開始年度	昭和52年度
担当部課名	子ども青少年部 子ども家庭課	見直しの方向性	実施手法の見直し
実施予定時期	令和2年度	財政効果(見込)額	20,000千円

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>法人立保育所、幼稚園、認定こども園等において、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な児童に手厚い保育が行われるよう、特別支援保育事業を実施するもの。</p>			
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p>対象:市内在住の3歳から6歳までの児童で、障がいの程度を証する証明等を有する者</p> <p>人数:実児童数:87人(内、幼稚園・認定こども園56人)  延べ児童数:921人(内、幼稚園・認定こども園592人) (平成30年度実績)</p>			
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>障がい児や発達に特別な支援を必要とする児童が集団生活を経験できることは、社会性の向上や情緒の発達を促す上で非常に重要である。  このことから、障がい児の発達支援を推進する本事業の継続的な実施は必要であると考えます。  対象児童数が増加傾向にあり、市の財政負担が大きくなってきた中で、幼稚園及び認定こども園において県の「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」が活用されていない状況である。</p>			
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>幼稚園及び認定こども園が県の「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」を活用することを前提とした制度とするよう、市の制度を見直し、私立幼稚園協会役員会及び園長会において制度変更の概要について説明を行った。  その際に出された意見も考慮し、制度の詳細について検討を進めた結果、対象児童数の増減による年度ごとの変動は想定されるものの、園が受ける補助額を現行制度と同水準としながら、約2千万円の歳出削減が見込まれることとなった。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>令和元年度は新制度の要綱を作成し、制度の変更点について幼稚園協会へ説明した後、各幼稚園及び認定こども園を対象とした説明会を実施する。</p> </div>			

事務事業名	自転車駐車場整備費	事業開始年度	昭和50年度
担当部課名	道路河川部 道路河川総務課	見直しの方向性	①事業縮小 ②民間活力連携
実施予定時期	①令和2年度 ②令和元年度	財政効果(見込)額	①3,333千円 ②24,800千円

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>放置自転車対策の一環として、放置自転車が多く、駐輪需要に対して自転車等駐車場(以下「駐輪場」という。)の収容台数が不足している駅周辺の駐輪場の整備を図っている。当該事業では、ふじさわサイクルプランの中短期施策として藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅周辺を重点に『1.新たな駐輪スペースの確保(駐輪場新設)』、『2.既存駐輪施設の利用環境の向上(有料化)』、『3.放置自転車の撤去』に取り組んでいる。</p> <p>今回の見直しでは①民間駐輪場への整備補助及び②民間事業者による小規模分散型駐輪場の整備を対象とする。</p> <p>① 整備補助では駅周辺に設置する民間駐輪場の「新設・増改築」に対して、事業費1/2以内を事業者へ補助している。</p> <p>② 民間事業者による民有地の空いている土地やスペースを民間駐輪場として利用する駐輪場シェアサービス事業について、誘致・支援し、不足している駐輪場の確保を図る。</p>			
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p>①民間駐輪場事業者 ※市内民間駐輪場数 47箇所(平成31年4月1日現在)</p> <p>②駐輪場利用者</p>			
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>平成31年4月現在、市内の駐輪場は81箇所、25,072台で、そのうち公設が34箇所、15,319台、約61%で、民間は47箇所、9,753台、約39%と、民間駐輪場は駅周辺の駐輪場確保に大きな役割を果たしている。また、民間47箇所のうち、当該補助を活用した民間駐輪場は、12箇所、約4,400台分で市内民間駐輪場の約45%が当該補助により整備され、一定の効果が得られている。</p> <p>制度開始から30年以上が経過していることから、建替えや施設改築など民間駐輪場への整備補助を見直す時期を迎えている。</p> <p>駐輪場不足への対策については、民間補助や市営駐輪場の整備を進めた結果、現在、辻堂駅・湘南台駅・長後駅周辺では、ほぼ駐輪需要に見合った駐輪スペースの確保ができています。</p> <p>一方、藤沢駅周辺の特に南口においては、駐輪場不足が続いており、駐車スペースの確保が大きな課題となっている。</p>			
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>①民間駐輪場への整備補助の見直し 民間駐輪場が担っている一定の役割を踏まえつつ、民間事業者として収益を上げているという面や、施設老朽化に伴う廃業の影響なども踏まえながら、改築に対する見直し検討を進めている。</p> <p>②民間事業者による小規模分散型駐輪場の整備 駐輪場の不足が顕著な藤沢駅南口では、民間事業者による小規模分散型駐輪場の整備に向けた検討を進め、平成31年3月に民間事業者と協定を締結し、4月から実施している。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>① 現行制度は「新設・増改築」を一律の補助率1/2としているが、単なる既存機械設備の改築については、補助対象外に見直す。 高齢者やチャイルドシート付大型自転車への対応など、機能向上を図る機械設備の改築については、現行補助率1/2から1/3に見直す。 現状で概ね駐輪スペースの確保ができています。辻堂駅・湘南台駅・長後駅周辺での、民間補助のあり方などの検討を行う。 令和元年度中に検討課題の整理を行い、令和2年度の制度改定を目指す。 ※財政効果(見込)額(3,333千円)は、平成30年度実績額を基に補助率を1/2から1/3として算出したもの。</p> </div>			

事務事業名	狭あい道路整備事業費	事業開始年度	昭和62年度
担当部課名	道路河川部 道路管理課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和2年度	財政効果(見込)額	4,286千円

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>狭あいな道路を解消し、生活道路の機能向上を図るため、建築基準法第42条第2項の指定により、特定行政庁が指定した道(以下「2項道路」という。)または、市長がこれと同等と認める道について、「藤沢市狭あい道路整備要綱」に基づき、後退地及び角切地の権原を取得するとともに、必要に応じ工作物等を移設補償し、舗装等の整備を行う。</p>			
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p>沿道の土地所有者(事業者所有地も対象)          ※平成29年度実績 146件(うち、移設補償を行ったもの 73件)          平成30年度実績 127件(うち、移設補償を行ったもの 49件)</p>			
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>当該事業は、4m未満の狭あい道路の解消を図るための唯一の事業であり、国庫補助事業でもある。当該事業により、生活道路の機能向上が図られており、事業の継続の必要性は高い。          しかしながら、2項道路の狭あい解消は、建築基準法に基づく道路後退義務が課されており、建築行為に伴い解消される性質を持つため、他市の例を見ると後退地の取扱いを土地所有者の自主管理か当該事業での寄付としている所もある。          このようなことから、市費負担をどの程度にしていくのか、公平性(市費投入の適否)の観点からも課題となっている。</p>			
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>県内他市町の事例調査を行った結果、横浜市が擁壁などの工作物等の種別ごとに、川崎市ほか4市町が総額に上限を設定している以外、積算方式を採用している市町のなかで上限を設けているところは確認できなかった。              移設補償対象物のうち、工作物は、積算のとおり道路後退後の敷地内に何らかの形で再築されている反面、樹木については、移植を基本とする積算に対し、ほとんどが伐採処分されている。そのため、実態に合わせて、樹木補償に対する積算を「移植」から「伐採」に変更することについて検討を進めた。              また、市民要望等に対し、柔軟な対応が可能となるよう、事業対象路線(私道を除く。)の拡大に向けた検討や、国庫補助対象の拡大に向けた県との調整を進めている。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>令和元年度前期に検討結果をまとめ、後期に狭あい道路整備要綱の改正及び樹木補償積算手法の変更を行い、周知を図ったうえで、来年度からの施行を目指す。              ※財政効果(見込)額(4,286千円)は、平成30年度実績額を基に、移設補償費のうち、樹木補償額の80パーセントが縮減できる見込みで算出したもの。</p> </div>			



事務事業名	道路改修舗装費	事業開始年度	—
担当部課名	道路河川部 道路維持課	見直しの方向性	実施手法の見直し
実施予定時期	令和2年度	財政効果(見込)額	—

<p><b>1 事業概要</b></p> <p>当該事業は、道路利用者の安全や円滑な通行環境を確保するため、急速に老朽化が進んでいる道路舗装の計画的な点検、打換や劣化箇所の適切な補修対応など道路舗装の維持管理全般を行うものである。今回の見直しでは、道路舗装の維持管理における修繕費の単価契約方式の検討を進める。</p>			
<p><b>2 対象及び人数</b></p> <p>市道(道路管理延長 1,328km)</p>			
<p><b>3 事業継続の必要性及び課題</b></p> <p>本市道路舗装の維持管理については、幹線道路を対象に「藤沢市道路舗装修繕計画」に基づき、交付金等を活用しながら計画的な舗装打換工事を実施している。生活道路の舗装補修については、幹線道路と比べ市民要望が高く、緊急的な要素が高いため、早期の対応が求められている。</p> <p>道路舗装の維持管理は、市民生活、産業活動を支える永続的かつ不可欠な業務である。これらを踏まえ、年間300件程度の舗装系修繕に係る要望受付から見積徴取・業者の選定・発注・完成までの事務の軽減と、対応時間の短縮等を図るため、業務手順の見直しを進める必要がある。</p> <p>また、随意契約の上限額が130万円に制限されている中、近年の労務単価・補修資材の上昇に伴う修繕経費の増額により、修繕費で補修できる規模が小さくなってきていることから、従来の施設修繕や積算による工事に代わる新たな発注手法が必要である。</p>			
<p><b>4 見直しに向けた検討内容</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>これまでの検討内容</b></p> <p>平成30年度には、県内他市の状況や契約方法、執行上の課題整理、建設業協会からの参考意見聴取、舗装構成別の設定単価比較を行った。</p> <p>&lt;県内他市の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大和市は、1社への一括発注方式を採用。</li> <li>・横須賀市は、単価決定後に施工業者の募集を行い、複数業者と契約手法を採用。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>今後の取組と方向性</b></p> <p>舗装補修の要望受付から補修完了までの「対応時間の短縮」「事務の軽減」「効率化」を主眼として、見直しを進める。</p> <p>また、工事費上昇の傾向から、修繕費(130万円未満)で対応できる規模が小さくなっており、工事対応で補修する事例が増加している。工事対応の場合、工事まで一定期間を要することから、修繕費での暫定復旧が必要となる。非効率な面があることから、工事対応の効率化に向けた検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕費については、現状の手続きの再検証を行い、「藤沢市契約規則」との整合性等を図りながら、修繕費(随意契約)手続きの簡素化に向けた業務手順書の見直しの検討を進める。</li> <li>・小規模舗装工事についても、早期に現場対応が図れる単価契約などの方法の導入を検討する。</li> </ul> <p>小規模工事の対象規模:500万円以下の工事を想定。 発注方法:単価契約, エリアで集約発注等。</p> </div> <p>令和元年度:建設業界との意見交換, 関係各課との調整 令和2年度:年度内導入予定</p>			

事務事業名	特別支援学級関係費	事業開始年度	—
担当部課名	教育部 学務保健課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	①令和2年度 ②令和3年度	財政効果(見込)額	①748千円 ②748千円

**1 事業概要**  
 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、学用品費や給食費等を支給する。

**2 対象及び人数** 個人：市立小・中学校特別支援学級在籍児童生徒

年度	特別支援学級(小学校)		特別支援学級(中学校)	
	児童数	受給者数	生徒数	受給者数
平成30年度	261人	172人	122人	56人
平成29年度	250人	179人	130人	56人
平成28年度	237人	170人	123人	53人

※特別支援学級児童生徒数は、各年度とも5月1日現在の人数

**3 事業継続の必要性及び課題**  
 特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨に則り、就学の充実を図るため、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品等購入費などの一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図っているものであり、事業継続の必要性は高い。  
 その点を踏まえ、市単独事業の支給の適正性について検証を行う必要がある。

**4 見直しに向けた検討内容**

**これまでの検討内容**  
 新入学学用品費のうち、市単独事業での支給分の段階的な見直し方法等の検討を行った。

**今後の取組と方向性**  
 支給額は、国庫補助基準額へ統一していく。  
 市単独事業については、次のとおり見直しを行う。  
 ・新入学学用品費は、国庫補助基準額に上乗せして支給している保護者実費分の見直しを行い、令和3年度の実施に向け、令和2年度に激変緩和措置として段階的な実施と周知を図る。  
 ・通学費、中学校のデリバリー給食費、中学校修学旅行費は、従来どおり支給する。  
 特別支援教育就学奨励費の支給費目については、就学援助事業の市単独事業の見直しと整合を図るよう検討を行う。

令和元年度：特別支援教育就学奨励費制度の検証及び支給費目の検討を行う。  
 就学援助事業との整合を図りながら、制度設計を行う。  
 令和2年度：一部段階的な変更の実施。  
 令和3年度：新制度の実施。

事務事業名	就学援助事業	事業開始年度	—
担当部課名	教育部 学務保健課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和3年度	財政効果(見込)額	—

### 1 事業概要

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、社会見学費、めがね購入費、医療費などを援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。

### 2 対象及び人数 個人：市立小・中学校児童生徒

就学援助認定者数

年度	小学校			中学校		
	認定者数	全児童数	認定率	認定者数	全生徒数	認定率
平成30年度	3,135人	23,246人	13.5%	1,813人	10,636人	17.0%
平成29年度	3,204人	23,083人	13.9%	1,921人	10,722人	17.9%
平成28年度	3,274人	23,142人	14.1%	1,940人	10,615人	18.3%

※全児童・生徒数は、各年度とも5月1日現在の人数

### 3 事業継続の必要性及び課題

就学援助費は、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品等購入費などの一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図っているものである。また、就学援助制度は、子どもたちの貧困の連鎖を断ち切るためのセーフティネットともいわれており、事業継続の必要性は高い。その点を踏まえ、認定基準及び支給費目を含め、市単独事業について検証する必要がある。

生活保護基準の適用年度変更にあたり、市民への影響の試算が必要不可欠である。就学援助システムは、平成31年1月に新システムへ移行したため、現在稼働確認を行っている状況であり、その後試算を行うため、検討には時間を要する。

### 4 見直しに向けた検討内容

#### これまでの検討内容

準要保護者の認定基準となる生活保護需要額の算定に使用する生活保護基準の適用年の見直しにあたり、県内他市の状況把握に努めた。

生活保護基準の適用年度変更にあたり、市民への影響を試算する際に必要となる生活保護需要額の算定方法の把握を行った。

#### 今後の取組と方向性

準要保護者の認定基準となる生活保護需要額の算定にあたり、その時点における生活保護基準の適用を目指し、見直しを検討する。

準要保護者の認定基準となる生活保護需要額を算定する際の認定倍率の見直しについては、生活保護基準の適用年の見直しによる市民への影響を把握したうえで、子どもの貧困対策との整合を図りながら、必要に応じて検討する。

市単独事業について、支給内容等が適正であるか精査するとともに、国庫補助額と保護者負担額とにかい離がある費目や国庫補助メニューにある支給費目に関し、子どもの貧困対策の見地から支給についての検討を進める。

令和元年度：生活保護基準の見直しによる影響額等の試算を行う。

令和2年度：子どもの貧困対策との整合を図りながら、制度設計を行う。

令和3年度：新制度の周知徹底を図り、実施を予定。

参考

1 令和元年度までに見直しを完了した見直し検討対象事業一覧（10事業）

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
1	No.1 表彰関係費	企画政策部 秘書課	<p>藤沢市表彰条例に基づき、職員及び市長等(市長・副市長・教育長)に対し一定の在職年数等を基準に表彰するとともに、特別自治功労彰や自治功労彰を受賞した職員や市長等に対し、弔慰金の贈呈等を行ってきた。</p> <p>しかしながら、職員は任用形態や採用方法が多様化するなど、現行の表彰制度が時代にそぐわなくなっていること、市長等は行政運営の責任者であり行財政改革の牽引役であること、また、弔慰金の贈呈予定者のうち約9割が職員や市長等であり、将来負担額も多額であることから、市として表彰することや公費を原資とした弔慰金を贈呈することが課題となっていた。</p>	<p>業務を遂行し職位に応じた実績を挙げることは当然の責務であることに鑑み、職員や市長等に対し、市として表彰や弔慰金を贈呈する必要性について検討を行った。</p> <p>その結果、職員や市長等を対象とした在職年数等による表彰を廃止するとともに、特別自治功労彰や自治功労彰を受賞した職員や市長等に対する弔慰金の贈呈等を廃止した。【事業縮小】</p>	851
2	No.3 防災設備等整備事業費	防災安全部 防災政策課	<p>独自の機能を有したスマートフォンアプリ「ふじさわ街歩きナビ」を整備・運用してきたが、現在では、ほぼ同様の機能を有した民間の防災アプリがあることから、事業の継続について検討課題としていた。</p>	<p>民間の防災アプリとの比較や市民等への影響など、廃止を含めた見直しを検討した結果、令和元年9月30日をもって事業を終了することとした。【事業縮小】</p>	3,839
3	No.4 地区社会体育 振興協議会活動事業	生涯学習部 スポーツ推進課	<p>地域スポーツを推進するため、家族や仲間と一緒に、身近な場所でスポーツ・レクリエーション活動ができる機会と環境を提供し、健康増進・健康寿命の延伸、地域コミュニティの推進を図ってきた。</p> <p>団体育成事業と地区スポーツ推進事業は、目的や事業内容が類似しており、内容の精査や事務手続きの煩雑さの解消が求められていた。</p>	<p>類似する事業について、内容の精査等を行った結果、令和元年度から2事業を統合することにより、双方の事務負担の軽減が図られるとともに、地域の特性に合わせた事業が展開できるようになった。【事業統合】</p>	—
4	No.6 老人福祉施設 建設助成費	福祉健康部 介護保険課	<p>社会福祉法人による特別養護老人ホーム整備事業に対して助成を行ってきた。</p> <p>本補助金は、特別養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人の経済的負担を軽減することで、施設整備を促進し、待機者の解消を図るものであり、事業継続の必要性は高いものの、補助制度のあり方が課題となっていた。</p>	<p>特別養護老人ホームの建設における助成については、整備が進まなかったことから1床あたりの補助単価額を200万円から350万円とした経過がある。</p> <p>本市の補助単価額は政令市を除く県内の市町村で最も高いことや、一定程度の施設整備を進めることができたことから、本来の補助単価額である200万円に引き下げることを検討し、平成30年度からの第7期介護保険事業計画に位置づけた、施設整備計画に基づく公募により選定された事業者から適用した。</p> <p>【制度の見直し】</p>	22,500 (起債発行額を含む)

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
5	No.7 老人福祉施設 返済金助成費	福祉健康部 介護保険課	<p>社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する際に、借り入れた元金の一部を助成することで、経済的な負担を軽減し、施設運営の健全化を図ってきた。</p> <p>本事業は、県(3/4)と市(1/4)の協調補助により進めてきたものであるが、平成16年度に県が本制度を廃止した。現在では、本市と横須賀市の2市のみが独自補助制度を存続させている状況から、制度の継続について検討課題となっていた。</p>	<p>市独自の補助制度として約15年継続してきたが、県内において本市と横須賀市のみが実施していること、一定程度の施設整備を進めることができたことから、本制度は、第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)に基づいて整備をした施設に係る返済分までを対象とし、廃止した。</p> <p>なお、財政効果が見込まれる時期としては、第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)に基づいて整備をする施設の返済が始まる令和3年度以降となる。(年額 約6,800千円) 【事業縮小】</p>	—
6	No.16 給食サービス 事業費	福祉健康部 地域包括ケア システム推進室	<p>一人暮らし高齢者等の世帯で、食事の確保に支障のある人に対し、昼食の配達をするとともに、安否確認を行ってきた。</p> <p>介護保険サービスの利用(ヘルパー、デイサービス等)や民間の配食サービスが普及していること、また、本サービスの実利用者数が減少していることが課題となっていた。</p>	<p>公的サービスとしての必要性等の検証を行い、平成30年度末をもって事業を終了した。 (介護保険事業費特別会計にて実施の事業)【事業廃止】</p>	6,422 (一般会計 繰出額)
7	No.17 福寿医療助成 費	福祉健康部 福祉医療給付 課	<p>100歳以上の高齢者に対し、入院・通院に係る医療費の自己負担分を助成してきたが、超高齢社会の進展に伴う財政負担の増大が課題となっていた。</p>	<p>「支えあいの地域づくり」をめざし、相談支援体制の強化や、地域づくりの支援への財源を確保するため、平成30年度末をもって本制度を廃止した。ただし経過措置として廃止時点での資格所有者に対しては助成を継続する。【事業廃止】</p>	3,843
8	No.25 青少年施策推 進費	子ども青少年 部 青少年課	<p>藤沢市青少年問題協議会を設置し、青少年を取り巻く諸問題に対して効果的な施策が展開できるよう協議・検討をしてきたが、青少年に関する施策は、藤沢市子ども・子育て支援事業計画に位置づけ、藤沢市子ども・子育て会議において進捗管理を行っている現状があることから、青少年問題協議会と子ども・子育て会議の役割等について、整理を行うことが課題となっていた。</p> <p>また、青少年育成活動推進功労者表彰については、青少年の健全育成に熱意をもってあたり、地域活動に努力した個人または団体に対し、その功績に感謝の意を表す機会となっていたが、藤沢市表彰、教育文化貢献者感謝会表彰と対象者が重複していることが課題となっていた。</p>	<p>青少年問題協議会委員等に説明を行うなど、検討を行った結果、青少年問題協議会については当面の間休止し、青少年問題に関する議論の場は子ども・子育て会議に移すこととなった。休止の時期については、現委員の任期終了をもって、令和元年度からとした。</p> <p>青少年育成活動推進功労者表彰については、対象者が重複することに加え、表彰主体である青少年問題協議会を休止としたことから、青少年育成活動推進功労者表彰については廃止とした。廃止の時期については、青少年問題協議会休止と時期を合わせ、令和元年度からとした。 【休止・廃止】</p>	1,497

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
9	No.27 幼児二人同乗用自転車購入費助成事業費	子ども青少年部 子育て給付課	基準適合車の利用促進による親子の交通安全の確保と、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として実施してきた事業であるが、8年間の助成等により目的は一定程度果たしたと考えられることから、事業のあり方の検討が求められていた。	法改正から9年以上が経過したこと及び事業実施の効果により、基準適合車は広く浸透した。目的の達成状況や申請件数の推移、他市の状況、外部評価での意見、行財政改革2020基本方針に定める取組など、総合的に検討した結果、平成30年度末をもって事業を終了した。 【事業廃止】	8,000
10	No.31 浄化槽設置助成事業費	下水道部 下水道総務課	公共用水域の水質汚濁負荷を軽減するため、公共下水道事業計画区域外において、住宅に浄化槽を設置する者に対して設置費用の一部を助成してきた。 建築物の新築に伴って設置される浄化槽に対する補助については、建築基準法によって義務付けられるものであることから補助のあり方が課題となっていた。	建築物の新設に伴って設置される浄化槽に対する補助の廃止を検討するとともに、転換の際の補助内容の見直しを検討した。 その結果、建築物の新築に伴って設置される浄化槽に対する補助は平成30年度末をもって廃止した。一方で転換に対する補助は、既存浄化槽の撤去費用を補助制度に組み入れ、市負担の補助額を増額して、令和元年度から実施した。 【事業縮小】	2,120
1 令和元年度までに見直しを完了した見直し検討対象事業一覧(10事業)財政効果(見込)額 小計					49,072

## 2 令和元年度までに一部見直しを完了した見直し検討対象事業一覧 (2事業)

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
1	No.20 ふれあい入浴事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	公衆衛生の確保及び地域交流の活性化を促すため、市内の公衆浴場において、高齢者や親子向けのふれあい入浴事業等を藤沢市浴場組合への業務委託により実施している。 本事業は、地域住民の世代を超えた交流や公衆衛生の確保に一定の役割を果たしており、事業の継続は必要である。一方で、公衆浴場への運営費補助的な側面が強い事業を業務委託により実施することの是非や、浴場が限られた地域にしかないため、地域外の方の利用頻度が少なく、受益の公平性の観点で課題がある。	事業見直しの一環として、平成31年4月から高齢者サービスデーなど各イベントデーの中学生以上の利用者負担を、100円から200円に増額した。 【制度の見直し】	4,712
2	No.28 自転車駐車場整備費	道路河川部 道路河川総務課	放置自転車対策の一環として、放置自転車が多く、駐輪需要に対して自転車等駐車場(以下「駐輪場」という。)の収容台数が不足している駅周辺の駐輪場の整備を図っている。駐輪場不足への対策については、民間補助や市営駐輪場の整備を進めた結果、一定の駐輪スペースの確保が図られてきている。一方、藤沢駅周辺の特になりに南口においては、駐輪場不足が続いており、駐車スペースの確保が大きな課題となっている。	駐輪場の不足が顕著な藤沢駅南口について、民間事業者による小規模分散型駐輪場の整備に向けた検討を進めた結果、平成31年3月に民間事業者と協定を締結し、4月から整備に向けた取組を実施している。目標台数は200台。 【民間活力連携】	24,800
2 令和元年度までに一部見直しを完了した見直し検討対象事業一覧(2事業)財政効果(見込)額 小計					29,512

1 + 2 財政効果(見込)額 合計

78,584